

氷川町からのお知らせ

【8月6日(木)からり災証明書のための被害認定調査を始めます】

令和8年8月3日発行

《住家の被害認定調査について》

令和8年8月6日(木)からり災証明のための全戸調査を順次開始します。

調査のための申し込みは不要です。調査員は2人1組で訪問します。

地震による被害認定調査では、建物の傾斜を計測する必要があることから、ご不在の場合でも敷地内に調査員が入ります。

調査が完了した建物には、調査完了のお知らせとして【調査済証】を掲示します。

《り災証明書の発行まで》

被害調査を実施



調査済証を掲示



調査済証に記載の【り災証明書発行可能日】以降に、
竜北体育センター(竜翔センター2階)へお越しください。



会場にて、調査済証を確認後、住民情報と照合し、その場で証明書を発行します。

調査済証イメージ➡

※調査は順次実施します。地区によって日程が異なりますので、調査済証をご確認ください。

なお、調査済証がない建物は、り災証明書の発行に時間を要する場合がございます。

【補足】「応急危険度判定」と、「り災証明書のための被害認定調査」は異なります

   色のついた紙（赤・黄・緑）

県が実施する「応急危険度判定」の結果です。余震などによる二次災害を防ぐため、建物への立ち入りの危険性を判定しています。

 白い紙

町が実施する「被害認定調査」が済んだことを示すものです。り災証明書の発行に必要な、住家の被害程度を確認する調査です。

◎問い合わせ先 氷川町役場

【調査に関すること】 税務課

【証明に関すること】 企画財政課

0965-52-7111(代表)

0965-52-5853(直通)

0965-52-5850(直通)